(3)　(2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準

①　(1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。

②　当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。

二十六　最小侵襲椎体椎間板掻爬洗浄術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脊椎感染症

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　整形外科専門医であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　整形外科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔科標榜医が配置されていること。

④　診療放射線技師が配置されていること。

⑤　病床を二十床以上有していること。

⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦　当直体制が整備され、専ら整形外科に従事する医師が当直を行っていること。

⑧　緊急手術体制が整備されていること。

⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十七　短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全（経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら小児外科、外科又は移植外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　消化器外科専門医又は小児外科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として一例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　倫理委員会が設置されており、当該療養を実施するときは必ず事前に開催すること。

②　当該療養について二例以上の症例を実施していること。

③　移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること。

④　当該療養について一年以上の経験を有すること。

⑤　関係する学会等に対し症例を登録すること。

二十八　短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する生体ドナーからの小腸部分移植

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全（経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら小児外科、外科又は移植外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　消化器外科専門医又は小児外科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として一例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　倫理委員会が設置されており、当該療養を実施するときは必ず事前に開催すること。

②　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として一例以上の症例を実施していること。

③　移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること。

④　当該療養について一年以上の経験を有すること。

⑤　関係する学会等に対し症例を登録すること。

⑥　届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑦　関係する学会等に対し症例を登録すること。

二十九　ＭＥＮ１遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

多発性内分泌腫瘍症１型（ＭＥＮ１）が疑われるもの（原発性副甲状腺機能亢進症（ｐＨＰＴ）（多腺性でないものにあっては、四十歳以下の患者に係るものに限る。）又は多発性内分泌腫瘍症１型（ＭＥＮ１）に係る内分泌腫瘍症（当該患者の家族に多発性内分泌腫瘍症１型（ＭＥＮ１）に係る内分泌腫瘍を発症した者がある場合又は多発性内分泌腫瘍症１型（ＭＥＮ１）に係る内分泌腫瘍を複数発症している場合に限る。）